

小さな掛金で大きな保障！ 通院だけでも対象になります

生命傷害共済



あなたを助ける
県共済

富山県中小企業共済協同組合

富山市新富町2丁目4の22 商工会館5階 TEL076-441-5541 FAX441-5584

大きく最高3倍保障 !!

県共済に入って安心!!

「急な事故」「もしも・・・」のとき、早い支払いで、すぐに役立ちます。

生命傷害
共済とは

特色

掛金が非常に安く、しかも高額保障をお約束

- ◆事業主、従業員はもちろん、その家族も加入できます。
- ◆健康で正常に生活又は就業しておれば無診査で加入できます。
- ◆傷害による1週間以上の入院・通院の場合、事故の日から1年間保障をします。
- ◆業務上、業務外にかかわらず生命と傷害に対して保障をします。
- ◆掛金は、全額損金扱いになります。
- ◆剰余金が出た場合、引き続きで加入の時は、配当金により次年度の掛金を割引します。
- ◆労災保険や他の保険に関係なくお支払いします。

300万円コース

月々の掛金 **2,640円**

死亡
共済金

最高 **900万円**
(病氣・傷害・災害)

けが
入院・通院

入院 **3,000円**
通院 **1,500円**

後遺障害

9万円～
480万円

満6歳以上満60歳までの
健康な方が加入できます!

▼ 生命傷害共済

区分	年齢区分	共済掛金	死亡共済金 (高度障害を含む)			後遺障害共済金		傷害共済金日額 (英通院)	
			病 死	傷 害 死	災 害 死	傷 害	災 害	入 院	通 院
500 万円	満6歳以上 満60歳未満	月 払 4,400円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	15万円～ 400万円	30万円～ 800万円	3,000 円	1,500 円
		半年払 25,200円							
		年 払 48,000円							
400 万円	満6歳以上 満60歳未満	月 払 3,520円	400 万円	800 万円	1,200 万円	12万円～ 320万円	24万円～ 640万円	3,000 円	1,500 円
		半年払 20,160円							
		年 払 38,400円							
300 万円	満6歳以上 満60歳未満	月 払 2,640円	300 万円	600 万円	900 万円	9万円～ 240万円	18万円～ 480万円	3,000 円	1,500 円
		半年払 15,120円							
		年 払 28,800円							
200 万円	満6歳以上 満35歳未満	月 払 1,540円	200 万円	400 万円	600 万円	6万円～ 160万円	12万円～ 320万円	2,400 円	1,200 円
		半年払 8,820円							
		年 払 16,800円							
	満35歳以上 満60歳未満	月 払 1,760円							
		半年払 10,080円							
		年 払 19,200円							
100 万円	満6歳以上 満35歳未満	月 払 704円	100 万円	200 万円	300 万円	3万円～ 80万円	6万円～ 160万円	1,200 円	600 円
		半年払 4,032円							
		年 払 7,680円							
	満35歳以上 満60歳未満	月 払 880円							
		半年払 5,040円							
		年 払 9,600円							
50 万円	満6歳以上 満35歳未満	月 払 352円	50 万円	100 万円	150 万円	1.5万円～ 40万円	3万円～ 80万円	600 円	300 円
		半年払 2,016円							
		年 払 3,840円							
	満35歳以上 満60歳未満	月 払 440円							
		半年払 2,520円							
		年 払 4,800円							
30 万円	満6歳以上 満35歳未満	月 払 211円	30 万円	60 万円	90 万円	0.9万円～ 24万円	1.8万円～ 48万円	360 円	180 円
		半年払 1,209円							
		年 払 2,304円							
	満35歳以上 満60歳未満	月 払 264円							
		半年払 1,512円							
		年 払 2,880円							

外来の急激かつ偶然な事故による身体のケガ

ケガでの入院・通院1年間保障



工場内で物が落下し
足首を骨折。
入院 103日
通院 26日

348,000円

工作中的のケガ

自宅階段より足を踏み
はずし転倒し足指、
打撲、捻挫
入院 28日
通院 28日

42,000円

家庭でのケガ

自転車で横断中に左からきた
車と衝突し左足骨折
入院 124日
通院 120日

402,000円

交通事故でのケガ

野球の試合中に膝の靭帯を切断
入院 35日
通院 14日

126,000円

スポーツのケガ

300万円コース

24時間のどんな
けがでも対応します！

月払 990円

半年払 5,670円

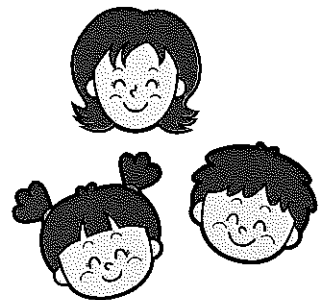
年払 10,800円

入って安心
納得の保障！

▼ 傷害共済

傷害共済は掛金が安く、家族や従業員に最適です。

区分	共済掛金	死亡共済金 (高度障害を含む)		後遺障害共済金		傷害共済金日額 (実通院)	
		傷害死	災害死	傷害	災害	入院	通院
500 万円	月払 1,650円	500万円	1,000万円	15万円~ 400万円	30万円~ 800万円	3,000円	1,500円
	半年払 9,450円						
	年払 18,000円						
400 万円	月払 1,320円	400万円	800万円	12万円~ 320万円	24万円~ 640万円	3,000円	1,500円
	半年払 7,560円						
	年払 14,400円						
300 万円	月払 990円	300万円	600万円	9万円~ 240万円	18万円~ 480万円	3,000円	1,500円
	半年払 5,670円						
	年払 10,800円						
200 万円	月払 660円	200万円	400万円	6万円~ 160万円	12万円~ 320万円	2,400円	1,200円
	半年払 3,780円						
	年払 7,200円						
100 万円	月払 330円	100万円	200万円	3万円~ 80万円	6万円~ 160万円	1,200円	600円
	半年払 1,890円						
	年払 3,600円						
50 万円	月払 165円	50万円	100万円	1.5万円~ 40万円	3万円~ 80万円	600円	300円
	半年払 945円						
	年払 1,800円						



傷害共済は、満6歳以上
満80歳までの方が加入
できます！

プラス加入OK!

傷害共済に**生命共済**
が追加契約できます。
病氣死亡 50万円
満35歳未満 220円(月払)
満35歳以上 275円(月払)

▼ 生命共済

区分	年齢区分	共済掛金	死亡共済金		
			病死	傷害死	災害死
100 万円	満6歳以上 満35歳未満	月払 440円	100 万円	100 万円	100 万円
		半年払 2,520円			
		年払 4,800円			
	満35歳以上 満60歳未満	月払 550円			
		半年払 3,150円			
		年払 6,000円			
50 万円	満6歳以上 満35歳未満	月払 220円	50 万円	50 万円	50 万円
		半年払 1,260円			
		年払 2,400円			
	満35歳以上 満60歳未満	月払 275円			
		半年払 1,575円			
		年払 3,000円			

高度障害とは・・・

- ◆両眼の失明、両手・両足喪失
- ◆片手・片足喪失
- ◆片手又は片足の喪失と一眼失明
- ◆言語又はそしゃく機能喪失

災害とは・・・

- ◆自動車、電車、モノレール、バス、タクシー等公共用の乗物に客として乗っていて受けた場合
- ◆建物の外壁の崩壊又は建物の火災で被共済者が、建物内にいて受けた場合
- ◆蒸気機関の爆発、台風、旋風、落雷の衝撃によるもの

傷害とは・・・

- ◆交通事故などで、ケガをした
- ◆工場、事務所、家庭などでケガをした
- ◆野球、ソフトボールなどでケガをした
- ◆火傷、骨折、ねん挫などのケガ

共済期間：加入日の翌月1日の午前零時から1年間

※ 但し責任の始期は初回掛金を払込んだ翌日の午前零時からです。
※ 掛金の払込は、応当月の末日までとし、期限までに払込のないときは、その共済契約は失効とします。

新しく加入される方へ・・・加入時に**出資金100円**を要します。

年齢と 限度額

年齢	被共済者1人に対する契約金額の最高限度		
	生命傷害共済	生命共済	傷害共済
満6歳以上 満60歳未満	500万円	100万円	500万円
満60歳以上 満65歳未満	新規の場合 200万円 継続延長の場合 500万円	継続延長の場合のみ 100万円	
満65歳以上 満70歳未満	継続延長の場合のみ 100万円	継続延長の場合のみ 50万円	
満70歳以上 満75歳未満	継続延長の場合のみ 30万円	—	
満75歳以上 満80歳未満	—	—	

共済金の 請求

- ◆ 死亡（高度障害を含む）後遺障害の共済金は、事故の日から180日以内、医療共済金は、事故の日から90日以内に治療を受け、その期間が一週間以上の場合とします。
- ◆ **共済金の請求事由が発生した場合、発生の日から2ヵ月以内に請求して下さい。2ヵ月を過ぎると正当な理由がない限り、失効致しますのでご注意ください。**

※長期治療の場合は、毎月請求することができます。

ご注意

共済金をお支払いできない場合

- ◆ 戦争変乱、自殺（但し、生命傷害共済及び生命共済については、加入後1年以上の場合は、契約金額相当額をお支払い致します。）
- ※ 疾病による死亡共済金は、次のような場合お支払い致しません。
- ◆ 加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明したとき。
- ◆ 新規加入後1年以内、次の疾病を原因として死亡し、又は高度障害となった場合で、加入日現在その疾病について医師の治療を受けていたことが判明したとき。
 - ・悪性新生物（癌・肉腫）・心臓病・血液病・結核・胃又は腸潰瘍・肝臓病・高血圧
 - ・糖尿病・腎臓病
- ◆ 200万円をこえる契約の場合、新規加入後1年以内に疾病により死亡し、又は高度障害となった場合は200万円とします。
- ◆ 故意、犯罪行為、刑の執行中等による事故の場合。
- ◆ 疾病による入院、通院に対する医療共済金は、お支払いできません。
- ◆ 健康状態通知書の通知事項につき、悪意又は重大な事項について不実のことを通知した場合、共済金はお支払いできません。
- ◆ 接骨院の治療は1ヵ月間対象となりますが、鍼、マッサージ等は共済の対象となりません。

お申し込み
お問合せは

フリーダイヤル



◆ご相談は通話無料（9：00～17：00）のフリーダイヤルどうぞ◆

0120-52-5541

扱い代理所